

診療所院長の相続申告及び手続き支援

院長が亡くなったため、相続申告の作成や相続手続きを行う必要があるが、どうのよう進めればよいのだろうか。

よくあるご相談

- 診療所の院長が亡くなった。事業の承継や、事業資産の相続についてどうしていいかわからない。
- 相続税は税額が多額になりそうであり、信頼できる税理士に依頼したい。
- 相続申告は税務調査が4人に1人くらい入ると聞いた。相続について知見のある税理士に依頼したい。



私たちの考え方

相続の複雑な申告や手続きをスムーズに行うことで、経済的不利益及び心理的なストレスを最小限にし、相続での争いを出来るだけ防ぐお手伝いをします。

事業の承継・相続は、通常の相続と異なり、事業を継続することを優先しながら、相続人同士の利害を調整し、適切な対応をとる必要があります。

診療所院長の相続税申告は、医療法人の出資金評価や診療所不動産の評価など、医療機関特有の財産評価があるため、ノウハウや経験で税金が大きく異なってくることがあります。

税務調査は、適正で明確な申告でないと、調査を受ける可能性が高くなります。そのため、適正な申告書を作成できる相続申告の経験が豊富な税理士に依頼する必要があります。

お役立ちポイント

- 創業以来50年以上、蓄積されたノウハウと経験をもとに、外部ブレーンも積極的に活用し相続に対するあらゆる分野をサポートします。
- 永続的な企業グループだからこそ、ご家族代々の相続申告や遺言執行を安心して任せさせていただきます。

無料

相続申告のお見積り
相続税の簡易シミュレーション



サービス概要

煩雑な手続きをお手伝いし、適正な相続申告を行います。

STEP
1

相続人の確定、所得税の申告・納付

除籍謄本、改正原戸籍謄本等を調査の上民法に基づき相続人を確定します。
不動産所得があつた方等の場合は、4か月以内に所得税の申告が必要です。

STEP
2

遺産調査と相続財産評価

相続人の財産調査を行い、財産目録を作成します。
また、出資金・株価・不動産・金融資産などを評価いたします。

STEP
3

遺産分担協議書作成・相続登記など

遺言書が無い場合に、相続人全員で遺産分割を行い財産をどのように分割するかを決定します。また、遺産分割協議に基づき、預貯金、不動産などの名義変更を行います。

STEP
4

相続税申告書作成

相続発生から10か月以内に相続税の申告・納付を行います。延納や物納を申請する場合もあります。

ご予算

相続の財産額や、不動産の有無に応じて、見積りを作成いたします。

ケーススタディ

事業資産の相続

院長が診療所の不動産や内装、設備などを所有していた場合、後継者への相続が必要となります。
この場合、後継者へ事業用資産を相続することで、納税資金が多くなることや、他の相続人との相続財産の公平性を考慮する必要があり、客観的な視点でのアドバイスを行い、遺産分割協議をまとめました。

医療法人の持分

持分有り医療法人の院長であったため、出資金に対して相続税の対象となるが、どれくらいの評価額になり、課税されるのか不安をお持ちでした。また、相続後についても、院長以外に出資金が分散しているため、どうのように後継者へ集約していくべきかを含めて総合的にご支援しました。

相続の手続き

院長のご逝去により、ご子息が急遽診療所を引き継ぐことになったが、相続により、診療所の経営に関する承継手続きについてわからないことが多く、困っておられました。医療機関特有の事情を把握した上で、相続税申告だけでなく、事業の承継手続きも含めて対応いたしました。

※実例をもとにしていますが、内容が特定されないように適宜変更してご紹介しています。

お問合せ先

日本経営グループ 税理士法人日本経営 (平日9:00 ~ 17:30)

大阪事務所

大阪府豊中市寺内2-13-3

東京事務所

東京都品川区東品川2-2-20
天王洲オーシャンスクエア22F

TEL 06-6868-1164

TEL 03-5781-0706

クリニックの相続対策詳細
についてはこちらから

